○えびの市水道事業給水条例施行規則

|  |
| --- |
| （平成１０年４月１日えびの市水道規則第２号） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成１３年１２月２１日水道規則第６号 | 平成１５年３月２８日水道規則第１号 | | 平成２１年３月１９日規則第７号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

水道事業給水条例施行規則（昭和４３年規則第９号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規則は、えびの市水道事業給水条例（平成９年えびの市条例第３８号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（共用給水装置の転用）

第２条　共用給水装置の使用者が１（世帯・戸）となったときは、専用給水装置とみなして給水する。

（共用給水装置使用者の連帯責任）

第３条　共用給水装置使用者は、メーターの保管その他条例及びこの規則に定める使用者の義務について連帯責任を負うものとする。

（給水装置の新設等の申込）

第４条　条例第４条第１項の規定により給水装置等の申込みをしようとする者は、給水装置工事承認申請書（様式第１号）を管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

（利害関係人の同意書）

第５条　条例第４条第２項に規定する利害関係人の同意書は、次の各号のいずれかに該当する場合に提出するものとする。

（１）　他人の給水管から分岐する給水装置（以下「分岐給水装置」という。）の新設申込みをしようとする場合は、当該給水本管所有者（以下「本管所有者」という。）の承諾書

（２）　他人の土地（当該給水装置を設置しようとする家屋に属する敷地を除く。）の上に、又はこれに経由する給水装置の工事申込みをしようとする場合は、当該土地所有者の承諾書

（３）　撤去工事の申込者が、当該給水装置の使用者と異なる場合は、当該使用者の承諾書

（４）　建物所有者が申込者と異なる場合は、建物所有者の承諾書

（本管撤去等の際の分岐給水装置の処置）

第６条　本管所有者が給水装置を撤去したときは、分岐給水装置も撤去したものとみなす。ただし、分岐給水装置の所有者が、変更工事又は本管取得の届出をしたときは、この限りでない。

（工事費の市費負担）

第７条　条例第５条ただし書の規定により申込者の負担すべき工事費を、市において負担することができる場合は次のとおりとする。

（１）　市の責めに帰すべき理由による場合

（２）　非常災害等により緊急に給水を必要とする場合

（３）　その他市長が必要と認める場合

（給水装置使用材料）

第８条　市長は、条例第６条第２項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第５条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　市長は、前項の規定により市長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（直接の給水）

第９条　配水管からの直接の給水は、原則として建物の２階以下の給水装置までとする。

（無届の使用）

第１０条　条例第１２条に規定する給水契約の申込みをしないで給水装置を使用した場合は、現使用者が前使用者に引き続いて当該給水装置を使用したものとみなし、水道料金（以下「料金」という。）を徴収することができる。

（中止又は廃止の無届による料金）

第１１条　水道の使用者が、水道の使用の中止又は廃止の届出をしなかったときは、使用しないときでも基本料金を徴収する。

（メーターの設置基準）

第１２条　条例第１５条第２項の規定による水道メーター（以下「メーター」という。）は１給水装置に１個を設置するものとする。

２　メーターの設置場所は、次の各号に定める基準に基づき設置するものとする。

（１）　原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

（２）　原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

（３）　メーター検針及び取替作業を容易に行うことができる場所

（４）　衛生的で損傷のおそれのない場所

（５）　水平に設置できる場所

（メーターの管理）

第１３条　条例第１６条の規定によりメーターの貸与を受けた者は、メーターの設置場所に、検針又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

２　市長は、メーターの検針又は機能を妨害すると認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

（定例日の定義）

第１４条　条例第２３条に規定する定例日とは、偶数月の１日より１０日までの間におけるいずれかの日とする。ただし、特別の理由があるときは、これを変更することができる。

（期の区分）

第１５条　条例第２３条に規定する期の区分は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| １期 | ４月検針分 |
| ２期 | ６月検針分 |
| ３期 | ８月検針分 |
| ４期 | １０月検針分 |
| ５期 | １２月検針分 |
| ６期 | ２月検針分 |

（共用給水装置の使用水量の認定）

第１６条　共用給水装置の使用水量は、各（世帯・戸）均等とみなす。ただし、市長が必要と認めたときは各々（世帯・戸）の使用水量を認定することができる。

（料金の納期限）

第１７条　料金の納期限は、偶数月の末日とする。

２　市長は、特別な事情がある場合において、前項の納期限により難いと認められるときは、前項の規定にかかわらず別に納付日を定めることができる。

（臨時用給水装置の定義）

第１８条　条例第２８条に規定する臨時用給水装置とは、工事その他の理由により、一時的に使用する給水装置をいい、その使用期間は１年を限度とする。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第１９条　条例第４０条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、宮崎県貯水槽水道取扱要領（平成１９年４月１日定め）に定める管理基準に基づいた管理、及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

（委任）

第２０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年１２月２１日水道規則第６号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年３月２８日水道規則第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月１９日規則第７号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

給水装置工事承認申請書

[別紙参照]